

職員の懲戒処分等について

令和元年9月26日に収賄の容疑で逮捕、同年10月16日に同容疑で起訴されていた職員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分年月日

令和元年12月19日

2 処分内容

(1) 対象職員

総務部職員課付 主任 叶野 淳（かのう あつし）（50歳・男性）

（事件発生当時：都市整備部 道路下水道課 維持補修係主任）

(2) 処分内容 懲戒免職

3 非違行為の概要

当該者は、平成30年度に、本市が発注する道路、河川等の維持管理に関する樹木剪定及び伐採業務の委託契約の受注に関し、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、有限会社庭芳（所在地 本市伊奈平5丁目8番地の29）の代表取締役 及川智勝被告から現金合計20万円の賄賂を收受したものである。

4 本件に係る第1回公判の概要

(1) 開催日時 令和元年12月17日（火）午後2時30分から午後4時まで

(2) 開催場所 東京地方裁判所立川支部 3階 304号法廷

(3) 公訴事実 上記「3 非違行為の概要」に記載のとおり。

(4) 罪状認否 叶野被告は、公訴事実を全面的に認めたものである。

5 管理監督者に対する処分

引き続き審査を行い、処分について検討する。

【本件に係る市長コメント】

当市職員の収賄事件に関しまして、令和元年12月17日の東京地方裁判所での第1回公判の内容を受け、本日付で懲戒免職処分といたしました。

当市職員が収賄という汚職事件を起こしたことは、法を守るべき立場にある公務員としてあるまじきことで、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことは、誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、現在、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図るとともに、事件が発生した原因を分析し、再発防止策の検討を行っており、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。